

ボートレース多摩川リップルパーク利用要領

この要領は、ボートレース多摩川リップルパークの円滑な運用を図るため、必要な事項を定めるものとします。

1 施設名称

ボートレース多摩川リップルパーク

2 施設の種類

- (1) クラブハウス
- (2) 遊具スペース
- (3) スポーツコート

※スポーツコート（更衣室・シャワールーム含む）の利用については、ボートレース多摩川スポーツコート利用要領をご覧ください。

3 利用対象者

ボートレース多摩川来場者

※ただし、クラブハウス内キッズスペースおよび遊具スペースは、お子様連れの方のみ利用できます。

4 利用可能日時

ボートレース多摩川開催日の開門～最終レース終了まで

5 施設利用料

無料

※20歳以上の方は、ボートレース多摩川への入場料100円が必要です。

6 利用上の注意

- (1) 施設内での事故、怪我、トラブル等に関して、ボートレース多摩川は責任を負いません。
- (2) 貴重品を含む荷物は各自で管理してください。荷物の預かり等はありません。
- (3) 火気の使用や危険物等の持ち込みは禁止です。
- (4) 施設内での飲酒は禁止です。
- (5) 施設内は全面禁煙です。
- (6) 施設を長時間占有する行為は禁止です。
- (7) 施設内外の設備、備品その他を破損・汚損・紛失させた場合は、利用者の責任で賠償および原状回復するものとします。
- (8) 利用後は片付けを行い、ゴミはお持ち帰りください。
- (9) その他係員から指示に従ってください。

また、ボートレース多摩川は、この要領を随時改定することができ、その効力はすべての利用者に及ぶものとします。なお、利用者はその改定について何ら異議を申し立てることはできません。

7 利用の中止

利用上のルールを守っていただけない場合や係員の指示に従わないなどの場合は、利用の中止や今後の利用をお断りさせていただきます。

なお、これにより生じた損害に対して、ボートレース多摩川は責任を負いません。

- (1) 利用対象に該当しない場合
- (2) 利用上の注意に違反した場合
- (3) 競走の開催が中止となった場合

※競走の開催途中で中止が決定した場合もその時点で利用を中止させていただきます。

- (4) 天災その他やむを得ない事情により施設利用が難しい場合
- (5) その他不適切と判断した場合

8 その他

この要領に定めのない事項については、ボートレース多摩川の指示に従ってください。

9 問い合わせ先

ボートレース多摩川

〒183-8514 東京都府中市是政 4-11

TEL 042-369-1811(ボートレース多摩川開催日の開門時間から12R終了まで)